

令和元年5月臨時会

# 議案説明資料

警察本部

令和元年5月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	1
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	2
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	3
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	4
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	5
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成31年3月28日専決)	監察課	6

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成31年3月28日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  米子市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金47,520円を支払うものとする                  こと。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成30年4月26日 午前11時00分頃                  イ 事故発生場所                  米子市新開四丁目地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県米子警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方敷地内から道路に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。</p> <p>&lt;参考&gt;                  ・ 損害賠償額 47,520円                  うち、保険支払額17,520円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）                  ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成31年3月28日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  鳥取市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金32,368円を支払うものとする。こと。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成30年7月6日 午後2時10分頃                  イ 事故発生場所                  鳥取市吉成地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊所属の職員が、交通用務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額 32,368円                      うち、保険支払額2,368円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）</li> <li>・ 県側車両損害額 235,969円                      うち、相手方からの賠償額165,178円、県費実質負担額70,791円</li> </ul>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成31年3月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  甲 鳥取市南吉方一丁目110番地2  有限会社石野石材工業所 代表取締役 平井 義一  乙 鳥取市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を9割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金204,353円を甲に支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金44,179円を乙に支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成30年7月24日 午後0時27分頃  イ 事故発生場所  米子市皆生新田一丁目地内  ウ 事故の状況  鳥取県境港警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認を怠ったため、中央側車線を直進していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額総額 248,532円  物的損害賠償額 204,353円  うち、保険支払額174,353円、県費支出額30,000円（保険契約による免責額3万円）  人身損害賠償額 44,179円  うち、保険支払額44,179円、県費支出額0円  ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成31年3月28日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  鳥取市安長850番地1                  株式会社トヨタレンタリース鳥取 代表取締役 西村 公 秀</p> <p>(2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとする                  こと。</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成30年8月8日 午前10時30分頃及び同日午後7時40分頃                  イ 事故発生場所                  岡山県津山市小田中地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県智頭警察署所属の職員が、捜査用務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、視線誘導標に衝突し、同車両が破損したものである。また、同所属の別の職員が、捜査用務のため同車両を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、道路側端部の段差に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;                  ・ 損害賠償額 20,000円                  うち、県費支出額20,000円</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について  (平成31年3月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要  (1) 和解の相手方  米子市 個人  (2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金143,586円を支払うものとする。  (3) 事故の概要  ア 事故発生年月日  平成30年10月11日 午前4時47分頃  イ 事故発生場所  米子市富士見町地内  ウ 事故の状況  鳥取県米子警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;  ・ 損害賠償額 143,586円  うち、保険支払額113,586円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）  ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成31年3月28日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 和解の相手方                  岡山県倉敷市 個人                  (2) 和解の要旨                  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金1,021,380円を支払うものとする。                  (3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成31年1月2日 午前7時55分頃                  イ 事故発生場所                  西伯郡大山町大山地内                  ウ 事故の状況                  鳥取県黒坂警察署所属の職員が、地域用務のため小型特種自動車（捜査用車）を運転中、路面の積雪によりスリップしたため、事故を起こして停車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額 1,021,380円                      うち、保険支払額991,380円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円）</li> <li>・ 県側車両損害額 4,234円                      うち、県費支出額4,234円</li> </ul>